

---

---

**令和 8 年度**  
**わかやま交通事業者支援事業費補助金**  
**募集要領（タクシー事業者用）**

---

---

〔1 次受付期間〕

**令和 8 年 4 月 8 日（水）～令和 8 年 5 月 1 日（金）** ※消印有効

〔2 次受付期間〕

**令和 8 年 5 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 5 日（金）** ※消印有効

〔補助対象者〕

和歌山県内に本社又は営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業を営む  
中小企業者等（詳細は本要領 P 1 の 1 を参照してください。）

〔補助内容〕（詳細は本要領 P 1 の 2 を参照してください。）

- (1) タクシー運転手確保対策事業
  - ① 普通二種免許取得に要する経費を補助
  - ② 補助事業者が運転手確保のために実施した広報活動に要する経費を補助
- (2) 労働環境整備事業  
運転手の労働環境整備（更衣室、トイレ等の整備改修等）に要する経費を補助
- (3) ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業  
令和 8 年度に新たに導入する UD タクシーの取得に要する経費を補助
- (4) 生産性向上支援事業  
音声案内メーター、配車アプリ、キャッシュレス決済機器、その他の DX に資するシステム等の導入に要する経費を補助

【問合せ先】

和歌山県 地域振興部 地域政策局 総合交通政策課 企画班  
〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1  
メール（代表）：e1002001@pref.wakayama.lg.jp  
TEL：073-441-2344（直通） FAX：073-441-2340

## I 補助事業の内容

### 1 補助の対象者

和歌山県内に本社又は営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業を営む中小企業者等（※）

（※）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者（下表のとおり）

業種	中小企業者 （以下のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

※個人事業者も含む。

### 2 補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助事業	補助対象経費	補助率 （補助上限額）
(1) タクシー運転手確保対策事業	①補助事業者が負担した従業員（ただし補助を申請する年度の4月1日以降に雇用した者に限る。）の普通二種免許取得に要する経費（入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料等）。ただし、免許取得後、県内の営業所等において継続して3か月以上の間、専ら一般乗用旅客自動車運送事業の運転手として雇用する人材に係る経費に限る。	1/2又は1/3 （上限10万円/人） ※1, 2, 3
	②補助事業者が運転手確保のために実施した広報活動に要する経費 ア 就職説明会、運転体験会等の自動車運転手採用イベントの開催経費 イ 他団体等が主催する就職イベントへの参加費等 ウ 広報資料作成費、各種メディアを活用した求人広告費用等 エ 運転者職場環境良好度認証制度による認証を受けるのに要する費用	1/2又は1/3 （上限10万円/者） ※1, 2, 3

(2) 労働環境整備事業	補助事業者が実施する運転手の労働環境整備に要する経費(更衣室、休憩室、トイレ等の整備改修等)	1/2 (上限50万円/者) ※1, 2
(3) ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	補助事業者が実施するユニバーサルデザインタクシーの導入に要する経費(標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領 ( <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001738041.pdf">https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001738041.pdf</a> ) に基づき国土交通大臣が認定したタクシーのうち、同要領に規定する認定レベル1及びレベル準1の仕様を満たすもの)	定額 上限 (レベル1 : 60万円/両) (レベル準1 : 40万円/両) ※1, 2, 4
(4) 生産性向上支援事業	補助事業者が行うデジタル化に資する取組に要する経費 (運行管理支援システム、勤怠管理システム、配車アプリ、カーナビ機能付きタクシーメーター、キャッシュレス決済機器、翻訳機器、デジタル式運行記録計、防犯カメラ(車内)機能を有したドライブレコーダー等)	1/2 (上限500万円/者) ※1, 2

- ※1 補助事業は、和歌山県内で従事する者又は整備される事業に要する経費対象とする。
- ※2 補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあること。当該事業は国の補助金(国の補助金を財源として国以外の機関から交付されるものを含む。)及び県による他の補助金を充当しないものであることとする。
- ※3 運転者職場環境良好度認証制度による一つ星の認証を受けている者の補助率は1/3、二つ星以上の認証を受けている者の補助率は1/2とする。
- ※4 補助対象車両1両につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置(1人1車制個人タクシーの場合は1名)できる者であることとする。

※ 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外です。

- ①補助金の交付決定日前に発注、契約を行ったもの、または補助事業の期間終了後に納品、支払いを行ったもの
- ②事業を実施しない場合でも必要となる固定経費(家賃、電話やインターネット利用料金の通信費等)
- ③システム利用料等の各種ランニングコスト(クラウドサービス利用料も含む)、リース料、各種税、公的機関に支払う手数料、消耗品、汎用品等
- ④事業の実施に直接的に関係しない経費(収入印紙、振込手数料、代引手数料、借入金等の支払利息、各種保険料)
- ⑤汎用性があり、補助事業以外の目的のための使用が主となるもの(事務用のパソコン)

ン、タブレット端末、スマートフォン、プリンタ、デジタル複合機、文書作成や表計算などのソフトウェア等)

⑥上記のほか、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

### 3 補助事業期間

交付決定日から令和9年3月15日(月)まで

※タクシー運転手確保対策事業の①普通二種免許取得に要する経費は令和8年4月1日から着手可

※期間最終日までに補助対象事業を完了(納品、経費の支払いを含む。)してください。  
※期間最終日までに納品及び支払いが完了していない場合は補助対象外になります。納品日、支払日には十分に留意してください。

## II 交付申請手続

### (1) 受付期間

[1次受付期間]

令和8年4月8日(水)～令和8年5月1日(金) ※消印有効

[2次受付期間]

令和8年5月11日(月)～令和8年6月5日(金) ※消印有効

### (2) 申請方法

原則、メールによりデータで申請書を提出してください。

【提出先】

和歌山県 総合交通政策課 企画班

【メールアドレス】 [e1002001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e1002001@pref.wakayama.lg.jp)

(メールによる提出が難しい場合のみ)

【郵送先】

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 総合交通政策課 企画班

### (3) 提出書類

以下の書類を提出してください。

申請様式は和歌山県総合交通政策課のホームページからダウンロードしてください。( <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/index> )

補助事業	提出書類
(1) タクシー運転手確保対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ わかやま交通事業者支援事業費補助金交付申請書</li> <li>ア 事業計画書（別記第1-2号様式）</li> <li>イ 収支予算書（別記第2号様式）</li> <li>ウ 見積書その他事業の内容がわかる書類の写し</li> <li>エ 運転者職場環境良好度認証制度登録証書の写し または期日までに認証を受ける旨の誓約書</li> <li>オ 役員名簿（別記第3号様式）</li> <li>カ 補助金の振込先口座（別記第4号様式）</li> <li>キ 和歌山県税に未納がないことを証する書類</li> <li>ク その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
(2) タクシー事業者労働環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ わかやま交通事業者支援事業費補助金交付申請書</li> <li>ア 事業計画書（別記第1-3号様式）</li> <li>イ 収支予算書（別記第2号様式）</li> <li>ウ 見積書その他補助対象経費の内容がわかる書類の写し</li> <li>エ 運転者職場環境良好度認証制度登録証書の写し または期日までに認証を受ける旨の誓約書</li> <li>オ 役員名簿（別記第3号様式）</li> <li>カ 補助金の振込先口座（別記第4号様式）</li> <li>キ 和歌山県税に未納がないことを証する書類</li> <li>ク その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
(3) ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ わかやま交通事業者支援事業費補助金交付申請書</li> <li>ア 事業計画書（別記第1-4号様式）</li> <li>イ 収支予算書（別記第2号様式）</li> <li>ウ 車両の見積書（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの）</li> <li>エ ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員一覧</li> <li>オ 上記エに記載した全乗務員のユニバーサルドライバー研修の修了証又は期日までに修了証を提出する旨の誓約書</li> <li>カ 役員名簿（別記第3号様式）</li> <li>キ 補助金の振込先口座（別記第4号様式）</li> <li>ク 和歌山県税に未納がないことを証する書類</li> <li>ケ その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
(4) タクシー事業者生産性向上支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ わかやま交通事業者支援事業費補助金交付申請書</li> <li>ア 事業計画書（別記第1-5号様式）</li> <li>イ 収支予算書（別記第2号様式）</li> <li>ウ 見積書その他補助対象経費の内容がわかる書類の写し</li> </ul>

	エ 役員名簿（別記第3号様式） オ 補助金の振込先口座（別記第4号様式） カ 和歌山県税に未納がないことを証する書類 キ その他知事が必要と認めるもの
--	--

※様式をダウンロードできない場合は、問合せ窓口までご連絡ください。

## IV 交付決定、補助金の支払いまでの手続き、実績報告等

### 1 交付決定

○申請された書類を審査の上、採択者を決定し、交付決定通知を行います。

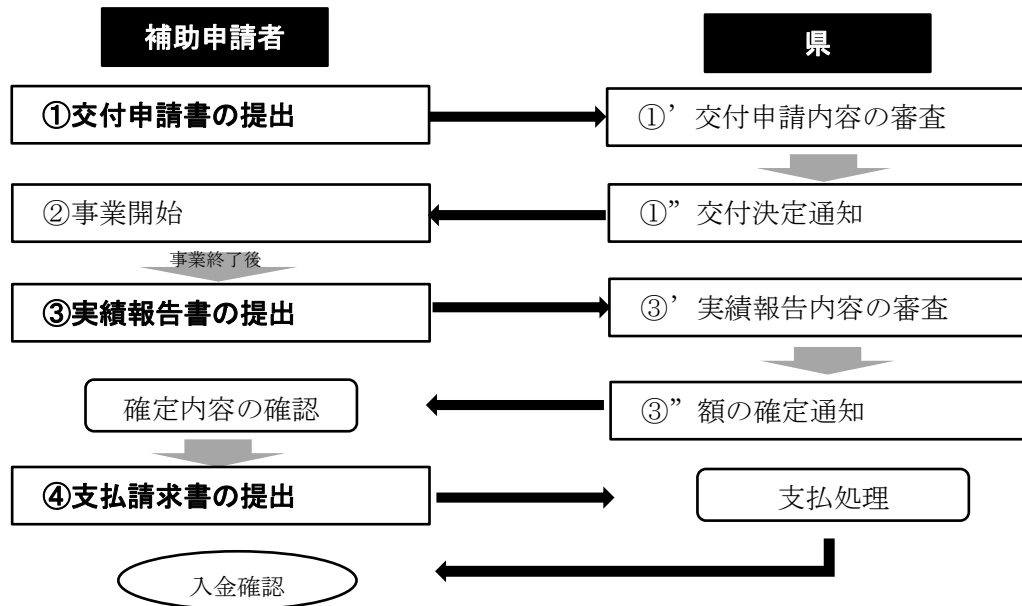
〔1次〕 令和8年5月中旬

〔2次〕 令和8年6月中旬

※申請書類の内容等について、ヒアリング調査を行う場合があります。

○事業完了後、実績報告書を提出してください。

### 2 補助金の支払いまでの手続き



### 3 実績報告

(1) 提出期日

事業完了した日から10日以内 又は 令和9年3月15日（月）の  
いずれか早い日

## (2) 提出書類

以下の書類を提出してください。

申請様式は和歌山県総合交通政策課のホームページからダウンロードしてください。(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/index.html)

補助事業	提出書類
(1) タクシー運転手確保対策事業	○ わかやま交通事業者支援事業費補助金実績報告書 ア 事業実績書（別記第9-2号様式） イ 収支決算書（別記第10号様式） ウ 補助対象従事者の普通二種免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録されている特定免許情報を印刷したものの写し エ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し オ 補助対象従事者を第二種免許取得後、3カ月以上乗務員として雇用していることが確認できるもの（業務記録、乗務員等台帳等の写し） カ その他知事が必要と認めるもの
(2) タクシー事業者労働環境整備事業	○ わかやま交通事業者支援事業費補助金実績報告書 ア 事業実績書（別記第9-3号様式） イ 収支決算書（別記第10号様式） ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し エ 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等 オ その他知事が必要と認めるもの
(3) ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	○ わかやま交通事業者支援事業費補助金実績報告書 ア 事業実績書（別記第9-4号様式） イ 収支決算書（別記第10号様式） ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し エ 自動車検査証の写し及び車両が確認できる写真 オ その他知事が必要と認めるもの
(4) タクシー事業者生産性向上支援事業	○ わかやま交通事業者支援事業費補助金実績報告書 ア 事業実績書（別記第9-5号様式） イ 収支決算書（別記第10号様式） ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し

	エ 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等 オ その他知事が必要と認めるもの
--	--

#### 4 留意事項

- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 補助対象経費の算定にあたっては、事業完了後の実績報告額と大きな差額が生じることがないように、交付申請時に十分に精査してください。
- ・ 申請書類及び実績報告書類における個人情報には本事業のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。
- ・ 和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年規則第 28 号）第 5 条の 2 に該当する場合には補助金を交付できない場合があります。

#### 【参考】和歌山県補助金等交付規則

##### 第 5 条の 2

知事は、補助金等の交付の申請をした者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者（第 10 条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

#### 【問合せ先】

和歌山県 地域振興部 地域政策局 総合交通政策課 企画班

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

E-mail: e1002001@pref.wakayama.lg.jp

TEL : 073-441-2344（直通） FAX : 073-441-2340